

## 公益財団法人神戸市公園緑化協会内部通報窓口取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）の職員その他関係者からの通報又は相談（以下「内部通報等」という。）を適切に処理するため、通報処理に係る基本事項を定めることにより、内部通報等を行う者（以下「内部通報者」という。）の保護並びに協会の不正防止及び自浄作用の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 協会の役員、職員若しくは人材派遣社員（雇用形態を問わない。以下同じ。）又は退職者（内部通報等の日前1年以内に協会の役員、職員又は社員であった者）
- (2) その他関係者 協会との契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者

### (内部通報対象行為)

第3条 この要綱において、内部通報等の対象となる行為（以下「内部通報対象行為」という。）は、協会の事務又は事業に係る次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 職務の執行に当たって遵守すべき、業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為
- (3) 放置しておくことにより前2号に規定する行為につながるおそれのある行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、内部通報対象行為にあたらぬものとする。

- (1) 内部通報等の時点において、内部通報対象行為が既に終結し、かつその原因又は対象が存在しないなど、当該内部通報対象行為の再現又は是正が見込めないもの

- (2) 訴訟，和解，あっせん，調停，その他の紛争の解決に関する手続に現に係属しているもの
- (3) 当該内部通報対象行為に関する調査が実施され，又は実施が予定されているもの
- (4) 内部通報等の内容が具体性や客観性に欠け，十分な調査を行うために必要な事実の適示がなされていないもの
- (5) 過去に同一の通報者からの同一の趣旨の通報が行われているもの
- (6) 苦情，要望又は意見に類するもの（内部通報相談窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）であるもの

（通報窓口の設置）

第4条 協会は，内部通報等処理するための窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口の業務に従事する者（委託による場合を含む。以下「相談員」という。）は，協会と利害関係を有さない弁護士資格を有するもの又は弁護士法人とする。

（内部通報者の責務）

第5条 内部通報者は，客観的かつ具体的な根拠を示して内部通報等を行う場合を除き，実名により通報を行わなければならない。

- 2 内部通報者は，通報窓口に対し，自己の利益を不当に得ること又は誹謗中傷その他第三者に損害を与えることを目的とした通報又は相談を行ってはならない。
- 3 内部通報者（匿名による内部通報等を行った者を除く。）は，相談員から当該内部通報に関する情報又は資料の提供を求められたときは，これを誠実に協力しなければならない。

（内部通報の処理）

第6条 相談員は，内部通報等があったときは，誠実かつ公正にこれに対応するものとする。

- 2 相談員は，内部通報等があったときは，内部通報者（匿名による内部通報等

を行った者を除く。) に対し、速やかに通報を受領した旨を通知する。

3 相談員は、内部通報等の処理に関し、必要と判断したときは、内部通報者（匿名による内部通報等を行った者を除く。）に対して、情報又は資料の提供を求めることができる。

4 相談員は、内部通報等があったときは、速やかに協会総務課長（以下「総務課長」という。）へ当該通報の内容を通知する。

5 総務課長は、前項に規定する通知を受けたときは、速やかに調査を行う。

6 総務課長は、前項に規定する調査の経過及び結果を相談員に報告するものとする。この場合において、相談員は、総務課長に対し、当該報告を行うよう要請することができる。

（内部通報者への結果通知）

第7条 相談員は、前条第6項の規定により調査の結果の報告を受けたときは、当該調査の結果を速やかに内部通報者（匿名による内部通報等を行った者を除く。）に通知するものとする。

2 相談員は、前項に規定する通知を行うときは、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 協会は、内部通報者に対し、内部通報等をしたことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。

2 協会は、内部通報等の処理に関する調査を求められている又は調査に協力した職員その他関係者に対して、不利益取扱いを行ってはならない。

3 協会は、前2項に定める不利益取扱いがあったと認められる場合は、当該不利益取扱いを受けた職員その他関係者に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

（守秘義務及び内部通報者探索等の禁止）

第9条 職員及びその他関係者は、正当な理由なく、内部通報等の処理に関して知り得た秘密及び個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 職員及びその他関係者は、内部通報者を探索し、又は内部通報等の処理以外

の目的で内部通報等の処理に関する秘密及び個人情報収集してはならない。

(利益相反関係の排除)

第10条 総務課長は、自らが直接関与している内部通報対象行為に関する内部通報等の処理に関与してはならない。

2 前項の規定により当該内部通報の処理から除外された場合、常務理事がその職務を代理する。

(調査に対する協力)

第11条 職員及びその他関係者は、内部通報の処理に関する調査への協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、協力しなければならない。

(是正措置等)

第12条 協会は、調査の結果、法令に違反する行為が明らかになった場合は、速やかに是正措置等を講じるものとする。

(処分等)

第13条 協会は調査の結果、法令に違反する行為が明らかになった場合は、当該法令に違反する行為に関与した協会の職員に対して適切な処分等を行うものとする。

2 協会は、第5条第2項、第8条及び第9条の規定に違反した者又は違反に関与した者に対して適切な処分等を行うものとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 公益財団法人神戸市公園緑化協会内部通報等取扱要綱は廃止する。